

扶桑商工通信

令和5年4月号

発行 扶桑町商工会

令和5年度の経営発達支援事業

去る3月24日に理事会が開催され令和5年度における扶桑町商工会の経営発達支援計画の骨子が決定されました。尚、経営発達支援計画とは、小規模事業者の事業の持続的発展を支援する体制を整備するため、商工会または商工会議所が作成し、経済産業大臣が認定する制度です。

重点事項

○女性創業塾

平成29年から継続して実施している女性創業塾を本年度も秋頃に実施予定。約1ヵ月(毎回1回)の座学とイオンモール扶桑店における実践形式のチャレンジショップを組み合わせて実施致します。

○展示会出展支援事業

11月8日から10日の日程でポートメッセなごやにおいて開催されるメッセナゴヤ2023に出展企業を4社募り扶桑町商工会として出展予定。これまで大型展示会に出展したことがない企業のためにも展示会出展対策セミナーを実施します。この機会に是非、大型展示会出展に

チャレンジしてみませんか？参加企業につきましては扶桑町商工会ホームページ上に於いて案内周知を5月中旬頃に予定しております。



○ビジネスセミナー

本年度は、企業における売上の拡大を目指すための従業員教育として「販売士3級講座」の開催を予定しております。受講対象は、事業主や専従者をはじめとして会員企業の従業員を対象に、約2ヶ月程度、週に1回夜間に開催するような形での実施を検討しております。詳しくは、6月の配り物での案内を予定しております。

○メタバース

昨年からマスメディアでも話題となりつつあるメタバースについて本格的に取り組んでいきます。昨年から実施しているVRゴーグルを利用したメタバース体験会をはじめ、メタバース

空間における展示会なども検討しております。具体的な取組みにつきましては、今後の扶桑商工通信にお知らせさせていただきます!!



画像は昨年、犬山商工会議所が実施したメタバース展示会の様子

4月、5月の事業予定

5月11日(木)、18日(木) 午後1時～4時

補助金個別相談会(完全予約制)

相談員 中小企業診断士 高橋 広貴氏
持ち物 ご自身で作成した補助金の申請書
3期分の決算書、確定申告書、その他補助金を受けた事業の内容が分かるもの

5月23日(火) 午前11時～

総代会

景気動向調査について

景気動向指数

令和5年1月分の日本国内における景気動向指数をみると先行指数が96.6ポイント、一致指数が96.4ポイント、遅行指数が100.6ポイントとなっております。景気動向指数は、足踏みを示している。ウクライナとロシアによる戦争の長期化によって原材料価格が高止まりしている他、鳥インフルエンザの拡大による卵価格の高騰なども食料品関係の業界に影響を与えていると考えられる。最新の国の景気動向指数にご興味のある方は、内閣府経済社会総合研究所のホームページをご覧ください。

<https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/di/di.html>

愛知県中小企業景況調査

令和5年1月から3月期の中小企業の景況感は、足踏み状況が続いているものの、4月から6月期については改善するとの見込がでている。1月―3月期は製造業における業況判断が足踏み状況であったものの4月―6月期には業況が好転するとの見込である。ご興味のある方は愛知県庁の中小企業景況調査のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/sangyo->

[seisaku/keikyotop.htm](https://www.pref.aichi.jp/sangyo-seisaku/keikyotop.htm)

来たれ若人！青年部員を大々的に募集！

扶桑町商工会では会員企業の中から45歳以下の若手事業主（及び後継者）を対象に青年部員の募集を行っております。青年部は次世代の地域の担い手を育む組織で地域振興や部員の資質向上を目的に活動しており、業種を超えた「同世代の横の繋がり」を持つことができます。

扶桑町商工会青年部の基本方針はお仕事を優先したうえで、青年部事業を実施することであり、他組織の団体に比べて事業主の負担が少ないことも魅力の一つです。

若手事業主・後継者ならではの悩みを相談できる仲間がここにいます！ぜひ毎月の定例会へお越し下さい。

女性部員の募集について

扶桑町商工会女性部は、女性経営者や役員、事業専従者としての立場から、視察研修・講習会などの自己研鑽、地域活性化のためのイベント事業などを実施しております。昨年度は女性部単独でふそう文化会館におけるコンサートを開催いたしました。

青年部・女性部事業に興味のある方は事務局（93-5111）までお問い合わせください。



安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
 - 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- ※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



小規模共済

検索